# 令和６年度「鹿児島市中心市街地にぎわい創出支援事業補助金」募集要項

※ 本募集は市議会で令和６年度予算の成立を前提としております。
予算が不成立の場合は無効となりますので、あらかじめご了承ください。

## １．事業の目的

鹿児島市中心市街地にぎわい創出支援事業補助金は、「まちの顔」として社会的・経済的に重要な役割を担っている中心市街地の面的な活性化を図るため、商店街などが実施するにぎわい創出を図るイベントの実施を支援し、来街者の増加や回遊性の向上などにつなげることを目的としています。

## ２．補助対象者

中心市街地内の３以上の商店街等で組織された団体又は実行委員会

(1) 商店街等は、次に掲げる市内に存する団体をいう。

ア　鹿児島市中小企業振興助成条例（以下「条例」という。）第２条第２号に規定する事業協同組合等に該当する組合等のうち、商業又はサービス業を営むもので主として組織する商店街

イ　商業又はサービス業を営むものの店舗等を主とする地域的集積をもって組織する商店街（アに規定するものを除く。）

ウ　中心市街地の活性化に関する法律第１５条第１項第１号ロに規定する会社

エ　都市再生特別措置法第１１８条第１項の規定による指定を受けた法人

オ　産業振興や街づくりなどの目的を持って、自主的に活動している任意の団体

(2) 商店街等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

ア　中心市街地内に主たる事務所を有すること。

イ　定款、規約等を有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。

ウ　条例第５条の規定による助成金又は団体の運営に対する助成金の交付を受けていないこと。

エ　補助金の交付対象となる事業の実施及び運営から実績報告まで責任を持って履行できること。

オ　宗教の教義を広め、儀式行事等を行い、及び信者を教育成することを目的としないこと。

カ　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としないこと。

キ　納期の到来している市税を滞納していないこと。

ク　暴力団又はこれに準ずる団体に関わっていないこと。

(3) 商店街の連合組合等であって、次に掲げる団体は構成する商店街等の数で組織された団体とみなす。

ア　We Love 天文館協議会

イ　天文館商店街振興組合連合会

ウ　天文館連絡協議会

エ　鹿児島中央駅東口地区連絡協議会

オ　株式会社まちづくり鹿児島

カ　一般社団法人天文館みらいマネジメント

## ３．対象事業

（1）実施場所

補助対象者を構成する中心市街地の商店街・通り会のエリア内を原則とする。ただし、中心市街地内の公園等（商店街・通り会のエリア外）で実施する場合は、事業効果が商店街・通り会に波及することについて、事業計画書の中に具体的に明記すること。

＜区域図＞

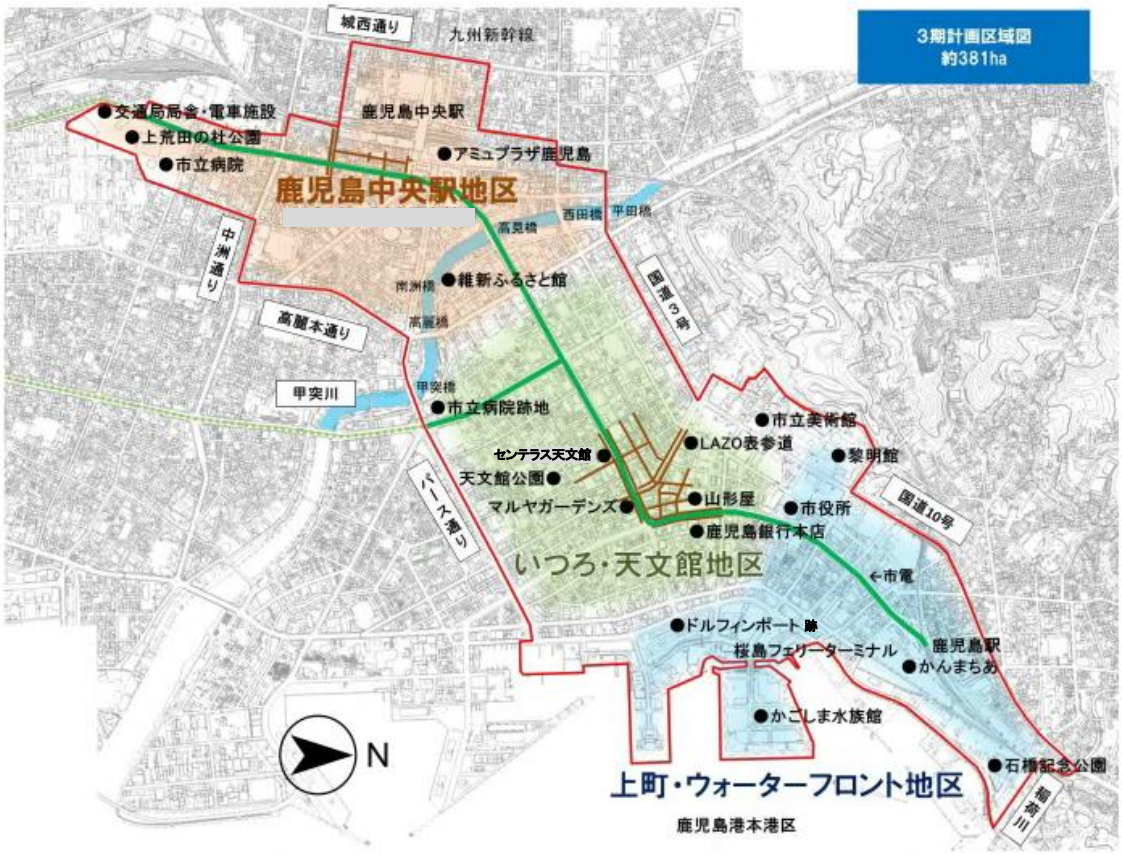


（2）対象となる事業

中心市街地での来街者の増加や回遊性の向上、滞留時間の増加による消費の促進やにぎわい創出を図るイベントを実施する事業

＜イベント例＞

・集客型イベント（マルシェ、マーケット、フェスなど）

・回遊性促進型イベント（街歩き、レシート抽選会、スタンプラリーなど）

※上記はあくまでも例示であり、審査基準に基づき審査を行い、選定されたイベントが補助対象となります。

※過去に実績のある事業は、新たな展開や事業拡大等の工夫が見られる場合に限ります。

※イベントについては、各年度の予算確保を前提として複数年度継続して実施することもできます（上限３年度）。

＜対象外となる事業＞

・当該事業の主たる効果が中心市街地外で生じるもの

・イルミネーションや燈篭の設置など、単に装飾のみを行うもの

・国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体の補助、助成又は委託を受けているもの

・当該事業により生じた利益、残余財産等を会員に分配するもの

・宗教の教義を広め、儀式行事等を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの

・政治上の主義を推進し、又はこれらに反対することを目的とするもの

・特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

・その他公序良俗に反するなど、補助対象として適当でないと認められるもの

(3) 実施時期

補助金交付決定日から令和７年３月１４日までの間に実施されるもの

※実績報告書は令和７年３月１９日までに提出する必要があります。

※複数年度継続して実施する場合であっても１年度ごとに事業を完了し、実績報告書を提出する必要があります。

## ４．対象経費

事業を実施するために直接必要となる経費のうち、次に掲げるものであって、補助金交付決定日から事業完了日までの期間に支払った経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）

(1) 対象経費

| 区　分 | 内　容 |
|---|---|
| 人件費 | 臨時的に雇用したパート・アルバイト賃金 |
| 報償費 | 出演者謝金等 |
| 消耗品費 | 事務用品、材料費等 |
| 印刷製本費 | ポスター・パンフレット・チラシなどの印刷代、コピー代等 |
| 光熱水費 | 電気・ガス・水道料等 |
| 通信運搬費 | 切手・はがき代、配送料等 |
| 広告料 | 新聞広告料、チラシ折り込み料等 |
| 保険料 | ボランティア保険料、イベント保険料等 |
| 委託料 | 設営委託、音響委託、警備委託等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、事業に必要な機器・機材等の借料等 |
| その他 | その他事業の実施に係る経費で市長が必要と認める経費 |

※当該事業の実施により得られる収入（参加料、協賛金、広告料、出店料、募金、寄付金等）がある場合は、補助対象経費からその収入額を控除します。

(2) 対象とならない経費

・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に相当する額

・銀行等への振込手数料・支払利息・遅延損害金

・団体の経常的な運営に係る経費（事務局経費）

・会議時、イベント時等における飲食費
・事業実施者の研修に係る経費（先進事例視察のための旅費など）
・施設整備に係る経費、土地の取得・造成・補償に係る経費
・補助対象事業以外の事業にかかる経費との区別が明確にできない経費
・交付決定前及び補助対象期間終了後に、契約、発注、購入、支払い等が行われた経費（「(1) 対象経費」に含まれる場合でも対象外）
・補助の対象とすることが適当でない経費（接待費、レセプション・打ち上げ等の経費、記念品代、個人への支給品代、出演者への花束代、補助事業者又は補助事業者を構成する商店街等が管理する会場や道具類の使用料又はそれに類する経費、航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス・グリーン料金）、金券類の購入費、プレミアム付き商品券・割引券等の原資分や各種ポイント還元分など）

＜留意点＞
・領収書、明細書等がなく使途が明らかでないものは経費として認められません。
（補助対象者が第三者に業務委託をした場合についても同様です。）
・補助金の対象経費と他の経費は、明確に区分してください。

## ５．補助金額

補助金の額は、補助対象経費の総額から参加料、協賛金、広告料、出店料、募金、寄付金など、補助事業の実施にあたって得た収入を控除した額の２分の１に相当する額（千円未満切り捨て）とし、１補助事業者１年度あたり次の表に掲げる額を限度とします。ただし、複数年度にまたがる事業計画の場合は、補助金の交付決定を受けた年度から起算して３年度までとします。

| 補助事業者 | 補助限度額 |
|---|---|
| 構成する商店街等が３～５の団体等 | １００万円 |
| 構成する商店街等が６以上の団体等 | ２００万円 |

※１補助事業者及び補助事業者を構成する商店街等が、同一年度内に補助金の交付を受けることができる回数は１回です。商店街の連合組合等であって、２（3）ア～カに規定する団体を構成する商店街等として交付を受けたものを除きます。

## ６．応募手続き

（1）事務の流れ

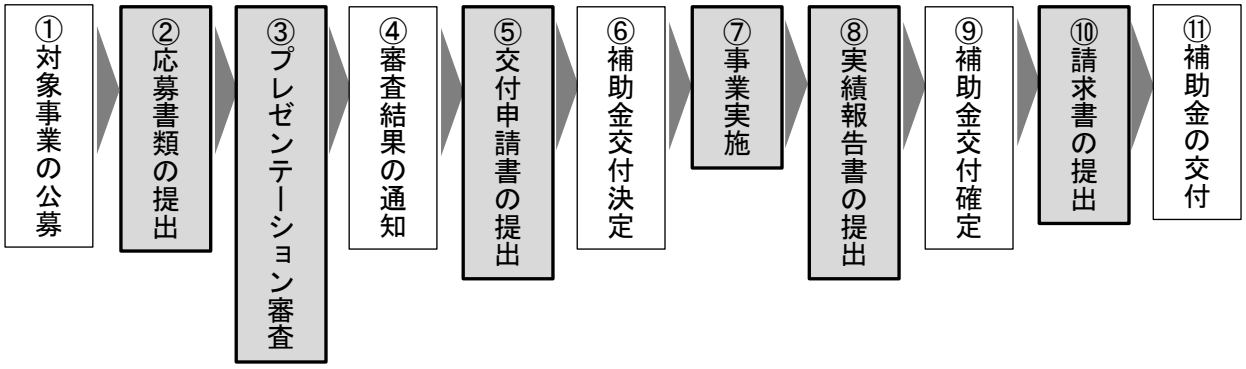


（2）提出書類

ア　鹿児島市中心市街地にぎわい創出支援事業補助金応募書（様式第１）

イ　事業計画書（様式第２）

ウ　事業収支予算書（様式第３）

エ　見積書等経費の内訳がわかる資料

オ　事業計画の内容を示す資料（企画書等）

カ　団体に関する調書（様式第４）

キ　団体又は団体を構成する商店街等の定款・規約等

ク　団体又は団体を構成する商店街等の会員名簿

ケ　団体又は団体を構成する商店街等の総会等の資料（応募者の事業計画及び予算並びに前年度の活動状況及び経理内容がわかるもの）

コ　団体又は団体を構成する商店街等の市税納付状況調査同意書

サ　団体又は団体を構成する商店街等の暴力団排除に関する誓約・同意書

（3）提出方法

原則、郵送

（4）提出先

〒892-8677　鹿児島市山下町 11-1　鹿児島市 産業支援課　宛

（5）応募期間

令和６年３月１日（金）～３月２８日（木）　※消印有効

（6）問い合わせ先

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業支援課 商業サービス業係

℡０９９－２１６－１３２２（平日８：３０～１７：１５）

## ７．審査・選定方法

提出書類に基づき、プレゼンテーションによる審査を行い、補助事業者を選定します。

＜留意点＞

・鹿児島市中心市街地にぎわい創出支援事業補助金審査会（会長　産業局産業振興部長）が審査を行い、予算の範囲内で適当と認められるものを選定します。

・プレゼンテーションの参加者は３名以内とし、応募者又は応募者を構成する商店街等の構成員は必ず出席してください。

(1) 審査基準

次の項目によって各事業内容の審査を行います。

| 項　目 | 視　点 |
|---|---|
| ①妥当性 | ・事業内容は目的を達成するための手段・方法として妥当なものであるか（来街者の増加や回遊性の向上、滞留時間の増加につながる仕掛け・工夫があるか。）。<br>・事業の実施体制や役割分担は妥当なものであるか（一括再委託や必然性のない再委託を行う予定はないか。）。 |
| ②合理性 | ・事業計画や資金計画、スケジュール等は具体的なものであるか。<br>・目指すべき効果が明確で、その成果指標は定量的に把握可能なものであるか。<br>・自主財源の確保に向けた工夫や努力がみられ、将来的に、補助金に依存しない（自立性の高い）事業展開が期待できるか。 |
| ③新規性・展開性 | ・事業内容は新しい発想での取組であり、独自性や話題性の高いものであるか。実績のある事業の場合、新たな展開、事業拡大等の工夫がみられるか。<br>・新規顧客や観光客を呼び込むなど、新たな交流（人的交流・経済交流など）に発展する可能性が期待できるか。 |
| ④公益性・貢献性 | ・自己満足や特定の団体等の利益に繋がるものではないか。<br>・市民及び地域にとって有益であるか。 |
| ⑤協働性・連携性 | ・地域や学生との協働等を通じた相乗効果が期待できるか。<br>・新たな集客拠点との連携等の取組があるか。 |
| ⑥必要性・継続性 | ・中心市街地の活性化に直接的に繋がるものであるか。<br>・一過性の取組ではなく、年度を通して継続的に取り組むものであるか。<br>・総合的に判断して、消費の促進につながる取組か。面的な広がり（回遊性向上）につながる取組か。 |

(2) 選定結果

応募のあった事業の選定結果については、応募者に対し、文書にてお知らせします。

※選定に際して、必要な条件を付す場合があります。

(3) 補助金の交付申請

選定された団体又は実行委員会には、以下の書類を提出していただきます。

ア　補助金等交付申請書（鹿児島市補助金等交付規則に定める様式）

イ　事業計画書（様式第２）

ウ　事業収支予算書（様式第３）

エ　見積書等経費の内訳がわかる資料

オ　事業計画の内容を示す資料（企画書等）
カ　団体に関する調書（様式第４）
キ　団体又は団体を構成する商店街等の定款・規約等
ク　団体又は団体を構成する商店街等の会員名簿
ケ　団体又は団体を構成する商店街等の総会等の資料（補助事業者の事業計画及び予算並びに前年度の活動状況及び経理内容がわかるもの）
コ　団体又は団体を構成する商店街等の市税納付状況調査同意書
サ　団体又は団体を構成する商店街等の暴力団排除に関する誓約・同意書
※イ～サの書類については、応募書の提出時から変更がない場合は省略可

(4) 補助金の交付
補助金は、原則として事業完了後の実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後に交付します。

## ８．実績報告

事業が完了した日から起算して１月以内又は令和７年３月１９日（水）のいずれか早い日までに、以下の書類等を提出してください。

(1) 補助事業等実績報告書（鹿児島市補助金等交付規則に定める様式）
(2) 事業実績書（様式第６）
(3) 収支決算書（様式第７）
(4) 経費明細書及び支出を証明する又はその写し
(5) 写真、チラシ等事業を実施したことを示すもの

## ９．事業のスケジュール

| | |
|---|---|
| 募集要項の公表 | 令和６年３月１日（金） |
| 応募期間 | 令和６年３月１日（金）～３月２８日（木） |
| 審査・選定・結果通知 | 令和６年４月下旬 |
| 補助金交付申請・決定 | 令和６年４月下旬以降 |
| 事業実施期間 | 補助金交付決定日～令和７年３月１４日（金） |
| 補助金実績報告・確定 | 事業完了後１月以内又は令和７年３月１９日（水）のいずれか早い日までに実績報告書等を提出<br>→補助金額を確定 |
| 補助金交付 | 補助金額の確定後、補助金等交付請求書を提出<br>→補助金の交付 |